

「児童手当・特例給付現況届」は原則提出不要です

問 子育て支援課 ☎(55)7118

児童手当を受給している方は、毎年6月に「児童手当・特例給付現況届」の提出が必要でしたが、令和4年度より左記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

【現況届の提出が必要な方】

- ① 離婚協議中で配偶者と別居している方
- ② 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地在愛西市と異なる方
- ③ 支給要件児童の住民票がない方
- ④ 法人である未成年後見人、里親の受給者
- ⑤ その他、提出の案内があった方

「次の変更事項があった方は、すみやかに届け出てください」

- ① 児童を養育しなくなったことにより、対象となる児童がいなくなったとき
- ② 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき
- ③ 婚姻などにより、一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき
- ④ 離婚し、児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤ 受給者の加入する年金が変わったとき

▼届出の際必要なもの／

- ① 受給者の健康保険証「レ」
- ② 継続受給の申立書

※児童の監護状況に応じて提出する申立書の種類が異なります。詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

▼届出期間／6月1日(木)～30日(金) (土・日曜日を除く)

※現況届の提出がない場合には、6月以降の手当が受けられなくなり、(注)の注意ください。
※児童手当・特例給付の所得制限、支給額は別表のとおりです。

▼所得制限

▼届出先／子育て支援課および各支所

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額(令和4年6月分から)	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276

※請求者(受給者)本人のみの所得で判定します。
※所得金額は、扶養親族が1人増えるごとに38万円が加算されます。
※所得から一律8万円を控除します。
(注意)児童手当の一部改正により、令和4年6月分(令和4年10月支給分)から児童を養育している方の所得が、上表の②以上の場合、児童手当等は支給されません。児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②の額を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となります。

▼支給額(児童1人月額)

児童の年齢		児童手当(所得制限未満の方)	特例給付(所得制限以上の方)
0歳～3歳(3歳に到達した月まで)		15,000円	5,000円 ※受給者の所得が所得制限限度額以上の場合(令和4年5月分まで)。 ※令和4年6月分(令和4年10月支給分)から受給者の所得が所得上限限度額以上の場合は支給されません。
3歳～小学生	第1子・第2子	10,000円	
	第3子以降	15,000円	
中学生		10,000円	

※「第〇子」とは、養育している高校卒業までの児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)のうち、何番目に当たるかを表しています。
※児童が18歳になった後、最初の3月31日を過ぎると、児童手当制度の対象外となります。



議会6月定例会放映のお知らせ

6月定例会のクローバーTVによる議会放映の日程です。ぜひご覧ください。

会議日	内容	クローバーTV放映日時(チャンネル121)
6月1日(木)	一般質問	6月8日(木)午前10時～午後7時～
6月2日(金)	一般質問	6月9日(金)午前10時～午後7時～

問 議会事務局 ☎(55)7141